

大山頂上避難小屋（管理人室） 売店実施事業者募集要項

令和8年1月

鳥取県西部総合事務所環境建築局

1 目的

この要項は、登山者に物品（生命維持に係る飲料及び食料等）の提供及び自然環境保全と調和した登山案内を行うことを目的として、大山頂上避難小屋（管理人室及び物入3）に係る行政財産使用許可を受けて売店営業を行う事業者を公募により選定するため、必要な手続等について定める。

2 提出書類の内容

本件の公募に参加しようとする事業者は、別紙「大山頂上避難小屋（管理人室）売店実施事業者募集に係る条件等」を熟知の上、次の書類を提出すること。

ア 企画書 事業・組織等の概要（様式1）

大山頂上避難小屋（管理人室）売店実施に係る経営企画書（様式2）

イ 直近の過去3年間の決算書類 損益計算書等

ウ 企画書内容説明のための資料（法人等の概要、パンフレット等）

エ 納税証明書

企画書の提出日前3月以内に発行されたものであること。

① 法人の場合

鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書

② 個人事業者の場合

鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書

オ 上記提出書類のうち該当しないものについての申立書（様式3）

3 書類の提出期限等

（1）提出部数 正本1部及び副本1部（副本は、複写可とする。）

（2）提出期限 持参の場合は、令和8年1月22日から同年2月27日までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、受け付けるものとする。

また、送付による場合は、令和8年2月27日午後5時15分必着とする。

（3）提出場所及び問い合わせ先

〒683-0054 米子市糀町一丁目160

鳥取県西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課 担当 浦田

電話 0859-31-9628（直通） ファクシミリ 0859-31-9333

4 質問の受付

（1）質問がある場合は、令和8年1月30日午後5時15分まで受け付けるので、3（3）の場所に文書で提出すること（ファクシミリも可）。

（2）質問への回答については、令和8年2月6日から同年2月27日までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、インターネットの鳥取県西部総合事務所環境建築局ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/seibu-kankyo/>）にて行う。

5 売店実施事業者の選定方法等

（1）選定委員会を設置し、企画書等の書類審査、面接等の審査（応募者が1者の場合、書類に不備が

なければ書類審査のみ)を行い、事業者を選定する。

(2) 審査項目

次表に掲げる審査項目により審査を行う。

番号	審査項目	審査の視点	配点
1	資力・信用・技術	・収支状況 ・事業内容及び事業実績 ・有する技術（資格）等	5
2	物品に関する運営方針	・取扱商品及び価格設定 ・取扱商品の登山者の健康への配慮 ・食品衛生への取組	5
3	登山案内等に関する運営方針	・安心・安全面を考慮した案内 ・山でのマナーに関する案内 ・大山の自然に関する案内	5
4	2及び3以外の運営方針	・営業日及び営業時間 ・店内の雰囲気作り ・人員配置	5
合計点			20

上表に定める項目の評定基準は、次のとおりとする。

評 定	評 定 基 準
5	特に優れている 【是非選定したい】
4	優れている 【選定したい】
3	普通である 【選定しても差し支えない】
2	やや劣っている面がある 【選定がためらわれる】
1	劣っている 【選定したくない】

(3) (2) の採点の結果、各委員（5名）の合計点数の平均が最低基準得点（6割）以上で、かつ、最も高い評価を得た者を、最優秀企画者として選定する。なお、最優秀企画者以外の者についても、評価が高い順に順位付を行う。

選定結果については、インターネットの鳥取県西部総合事務所環境建築局ホームページ

（<https://www.pref.tottori.lg.jp/seibu-kankyo/>）において公表する。

(4) 提出された企画書等の内容に関して、電話や訪問による確認・問合せを行うことがある。

(5) 選定結果については、審査終了後速やかに、応募のあった事業者に対し、別途通知する。

6 覚書の締結

5 (3) により、最優秀企画者として選定された者と覚書締結の協議（企画書の趣旨を逸脱しない範囲内の内容の変更の協議も含む。）を行い、行政財産使用許可申請書を徴して、大山頂上避難小屋（管理人室及び物入3）の行政財産の使用を許可する。なお、協議が不調のときは、5 (3) により順位付けられた上位の者から順に覚書の締結の協議を行う。

7 暴力団排除

壳店実施事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、使用許可を取消すことがある。

また、売店実施事業者が次のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - ア 暴力団員を役員等（乙が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、乙が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - イ 暴力団員を雇用すること。
 - ウ 暴力団又は暴力団員を代理、斡旋、仲介、交渉等のために使用すること。
 - エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入、納入その他業務を下請け等させること。

8 その他留意事項

- (1) 参加資格のない者が提出した企画書等及び虚偽に記載がなされた企画書等は、無効とする場合がある。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出期限後は、書類等の追加・修正は受け付けない。
- (4) 県は企画者に対して、企画書に係る著作権の使用について一切の対価を支払わないものとする。
- (5) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (6) プロポーザルへの参加に要する一切の費用は応募者の負担とする。
- (7) 提出された書類や審査結果は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の規定に基づき開示することがある。

別 紙

大山頂上避難小屋（管理人室）売店実施事業者募集に係る条件等

1 施設の概要

(1) 使用許可面積等

区分	構造	場所	面積
建物：大山頂上避難小屋 (管理人室及び物入3)	非木造 鉄骨造	西伯郡大山町大山 大山（弥山）頂上	11.479m ² (内訳) 管理人室 7.436m ² 物入3 4.043m ²

※詳細は別添位置図及び図面のとおり

(2) 売店利用対象者

大山登山者

2 参加条件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 3の事業実施条件に従うこと。
- (2) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有している事業者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 法人等（個人事業者を含む。）役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益になる活動を行う法人等でないこと。
- (6) 令和8年1月22日から同年2月27日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (7) 事業の運営に関して必要な許可又は認可等を得ていること又は得る見込みがあること。
- (8) 令和8年1月22日までの過去1年間に食品衛生法（昭和22年法律第233号）違反による行政処分を受けていない者であること。
- (9) 鳥取県の県税の滞納がないこと。

3 事業実施条件

- (1) 実施方法 1 (1) の行政財産（非木造の建物（県庁舎等でない。））の使用を県が許可し、売店営業を行う。なお、営業期間以外においても商品等の保管場所として使用できるものとする。
- (2) 許可期間 許可日から令和9年3月31日まで。（概ね1年間）
ただし、令和13年3月31日までは、申請により毎年度1年間の使用期間の更新をすることができる。
- (3) 営業期間 概ね4月下旬から11月上旬までとし、営業開始日及び営業終了日については県と協議して決定すること。
- (4) 営業日 1月あたり概ね20日以上営業すること。また、多くの利用者が見込まれる日曜日、土曜日及び祝日については、原則、営業すること。（悪天候等やむを得ない理由により営業できない場合は除く。）なお、営業開始月及び営業終了月の営業日数について

は県と協議して決定すること。

- (5) 営業時間　原則、午前 10 時から午後 2 時までは営業すること。ただし、天候や登山者数等の状況を考慮し、営業時間の変更をすることができる。

(6) 取扱商品及びサービスについて

- ア 取扱いを希望する飲料及び食料

生命維持に関わる水や清涼飲料水等の提供及び簡易な食料（インスタント麺等）の提供。

- イ 登山案内等

避難小屋利用（トイレに関すること等）、山でのマナー、大山の自然環境保全等について、登山者に対して適切な案内や情報提供に努めること。

- ウ その他

タバコは取扱禁止とする。

(7) 事業実施に要する経費

- ア 1 (1) の行政財産に係る使用料（鳥取県行政財産使用料条例（昭和 39 年条例第 7 号）第 2 条に定める使用料）が必要である。

- イ 使用許可に係る部分の清掃については、入居事業者の負担とする。

- ウ 消耗品費、その他の営業に関する経費については、入居事業者の負担とする。

(8) 売店営業に係る報告

- ア 営業予定日を記した計画書を作成し、営業月の前月 25 日までに（営業開始月については行政財産使用許可後すみやかに）県へ提出すること。

- イ 営業月の翌月 10 日までに、営業実施日を記した報告書を作成し、県へ提出すること。

(9) 法令、諸規則の遵守等

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、その他法令、規則等に基づいた事業運営を行うこと。

(10) その他

- ア 運営方針、取扱商品及びサービス等について、登山者からの意見を踏まえて鳥取県西部総合事務所環境建築局が要望する事項については、最大限配慮すること。

- イ 行政財産使用許可に付帯し、売店実施に関する覚書を締結すること。

- ウ 1 (1) の行政財産の使用許可書に係る許可条件及び覚書に違反したときは、行政財産の使用許可を取り消すことがある。

4 その他留意事項

- (1) 提案は 1 者で行うこと。（事業者決定後の事業運営、売店の管理等についても全て 1 者で行うこと。）
- (2) 事業者決定後、入居し営業する権利を他人に譲渡することは認めない。
- (3) 営業上許可が必要な事項を実施する場合は、関係機関（保健所等）と協議を行い、許可を受けること。